

2009.12.17 平成 21 年第 4 回定例会（第 2 号） 本文

○議長（札辻輝巳君） 引き続き一般質問を行います。

通告順により質問を許します。—— 5 番吉田忠雄君。

○5 番（吉田忠雄君）（登壇） 日本共産党の吉田でございます。

私、声をかなりからしておりまして、お聞き苦しい点もあろうかと思っておりますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

私は、市長に次の 4 点についてお尋ねします。

まず 1 点目は、肺炎球菌、H i b ワクチンの国による早期接種化についてであります。

細菌性髄膜炎は、国内での 5 歳未満の発症者数が年間 6 0 0 人以上、そのうち 5 % が死亡、約 2 0 % に後遺症が残ると言われており、乳幼児にとって極めて重篤な感染症です。

発症の原因は、インフルエンザウイルス b 型、少し解説型になりますけれども、最近、H i b ワクチンという言葉をしつぱし耳にするようになりましたけれども、この H i b というのは、インフルエンザ菌 b 型という細菌の略称です。このインフルエンザウイルス b 型によるものが約 6 割、肺炎球菌によるものが約 3 割で、この二つの原因が全体の 9 割を占めていますが、発症初期は発熱以外に特別な症状はなく、早期診断が困難であることから、その対処法としては罹患前のワクチンによる予防が非常に有効であるというふうに言われています。

H i b ワクチンは、平成 1 0 年に WHO が乳児への定期接種を推奨する声明を出したことを受け、現在では 1 0 0 カ国以上で承認をされ、9 0 カ国以上で定期予防接種が行われています。これらの国々では、H i b による細菌性髄膜炎が激減をしており、副作用も軽微で安全性が高いことや医療費の削減効果が報告をされています。

一方、我が国においては、H i b ワクチンは平成 1 9 年 1 月に承認、昨年 1 2 月から販売が開始されましたが、いまだに任意接種であり、公的支援も十分でないことから、4 回の接種費用が約 3 万円前後と自己負担が大きく、全国的な導入普及がおくれています。また、肺炎球菌についても、乳幼児に使用できる 7 価ワクチンが世界 7 7 カ国で承認されているにもかかわらず、いまだに承認されていない状況です。

国内の細菌性髄膜炎の発症を未然に抑止するためにも、H i b ワクチン及び肺炎球菌ワクチンの早期承認、定期接種化等が急がれるところです。市としても、細菌性髄膜炎から子どもたちを守るためにも、国が速やかに細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾患に位置づけることや、乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン（7 価ワクチン）について、薬事法による承認と導入を早期に行うこと、また、H i b ワクチンと肺炎球菌ワクチンの安定供給のための措置を講じることを要望していただきたいが、市長のお考えをお尋ねいたします。

そして、2 点目は、新型インフルエンザ対策であります。

いま新型インフルエンザが世界中で猛威を振るっています。国立感染症研究所の調査でも、1週間単位の推定患者数が100万人を既に超えており、そのほとんどが新型インフルエンザの患者と見られるほど、感染が広がっています。これから本格的な冬を迎える中で、新型インフルエンザのさらなる感染拡大が危惧をされています。

そういう中で、新型インフルエンザの予防接種も医療機関での従事者をはじめ妊婦や基礎疾患のある人、幼児や小学生など優先順位の高い人から予防接種が始められています。本市においても、幼児から小学校1年から3年生までを対象に集団予防接種も行われている最中です。

今回の12月定例会においても、生活保護世帯や市民税非課税世帯を対象にワクチン接種の費用を免除するための補正予算が提案をされています。これらについては、国の制度の枠内ということですが、できる限り感染を防ぐためにも、これらの世帯以外に、市独自の対策を考えておられるかどうか、これは先ほど万波議員のご質問にありましたけれども、再度お尋ねします。

そして、3点目は、国保税滞納による無保険についてお尋ねします。

この問題については、昨年12月定例議会や今年の3月定例議会でも取り上げ、現下の経済危機や貧困と格差が広がる中で、機械的な資格証明書の発行をしないことや、国保税を払いたくても払えない世帯、いわゆる保険証の窓口の留め置き世帯の子どもに対して保険証を発行するよう求めました。

そして、この間、資格証明書をめぐる問題では、昨年末に15歳以下の児童には無条件で保険証を交付するという法律が国会で成立をしまして、そして、今年4月から実施をされました。また、保険証の未発行世帯の15歳以下については、市のほうからも連絡をとり、市の担当窓口に出れば短期保険証を発行するなど、一定の市の努力もあり、昨年11月の時点での資格証明書の発行世帯は7世帯で、15歳以下の児童はありませんでした。そして、保険証の未発行世帯は672世帯で、15歳未満の児童は130人でした。そして、今年2月の時点で言えば、資格証明書の発行世帯は6世帯で、15歳以下の児童はありませんでした。保険証の未発行世帯は375世帯で、15歳以下の子どもは111人で、昨年と比較すると、今年2月時点では保険証の未発行世帯と15歳以下の未発行の児童も減少しております。

そこで市長に、現時点での国保税滞納による資格証明書、そして短期保険証、保険証未発行のそれぞれの世帯数と人数はどれぐらいか、そのうち15歳以下の児童の人数はどれだけかお尋ねをします。

そして、4点目は、桜井市清掃公社の国税局による課税問題であります。

平成19年に桜井市清掃公社が市から委託をされている清掃業務で生じた剰余金について税務申告をしていなかったとして、大阪国税局が無申告の加算税として3,300万円を課税したという問題です。この課税問題については、昨年の6月定例議会で堀山議員が取り上げておりますけれども、当時の環境部長が国税、県税、市税を合わせて最終納付税

額は5, 781万2, 300円と答えております。

財団法人などの公益法人は、原則として法人税は課せられませんが、収益事業があれば、その所得は例外的に課税対象となります。たとえばお寺さんも公益法人ですが、宗教法人が本来の宗教活動をするのであれば、法人税がかかるといったことはありませんが、たとえば線香や暦などを通常価格で販売したときは、収益事業となり、課税の対象となります。

清掃公社の説明によると、市からし尿処理や浄化槽の清掃業務を受託しており、昭和46年の公社設立以来、設備投資などで赤字が続いていたが、平成15年以降は黒字に転じ、市からの委託料から人件費などの経費を差し引いた後に、毎年約1, 700万円から5, 500万円の剰余金が発生し、すべて退職給与引当金として積み立てていた。これが今回、大阪国税局が平成19年3月期までの5年間で合計約1億2, 000万円の剰余金を所得と見なして申告漏れと判断して課税をしました。

今回のこの課税について、市税などで集めた大事な市の金が税金として流失する事態がなぜ起きたのか、なぜ適正な会計処理がなされなかったのか、このことについて、市としてまだ市民への説明を行っておりません。市として、市民への説明責任があるというふうに考えますが、市長の考えをお尋ねします。

1回目の質問は以上でございます。

○市長（谷奥昭弘君）（登壇） 吉田議員さんの肺炎球菌、H i bワクチンの国による早期接種化についてのご質問にお答えを申し上げます。

H i bワクチンは、5歳未満の小児についてb型インフルエンザ菌による感染症、特に髄膜炎等の重篤な病気を予防するものとして多くの国で定期の予防接種として導入されており、効果についても高く評価されていることは要望書の通りでございます。

ただ、生後2～3カ月ごろ、間隔をあけて3回の接種と、1歳過ぎに追加接種を行わねばならないので、費用も高くつくところでございます。また、肺炎球菌ワクチンにつきましてもアメリカで7価のワクチンが実用化され、効果が認められているところでございます。あわせて要望書の通り、早期の定期接種化と財源の手当てを国に要望してまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザ対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

万波議員さんのご質問でもお答えいたしましたように、生活保護世帯、市民税非課税世帯以外の人については、いまのところ新型インフルエンザワクチンの接種費用については補助は考えておりません。そのほか、独自の対策として、1歳から9歳までの小児については、入院率、重症化率が特に高いところから、集団接種により希望者に桜井市医師会の指導のもとに市が協力して前倒し接種を行います。まず、小学校1年生から3年生につきましては12月13日、日曜日に、また、1歳から就学前の幼児につきましては12月20日、それぞれ1回目の接種を2会場で行い、2回目の接種については1月中旬にそれぞれ行う予定であります。

学校や個別郵送を通じまして約2,300人の方の申し込みがあり、医師会から延べ約270人、市職員から延べ250人が接種当日の役割に当たっておるところでございます。

次に、国民健康保険被保険者証の発行についてのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

国民健康保険被保険者証は、毎年4月から3月までの1年間を有効期限として、通常発行いたしております。しかし、何らかの事情によりまして、国保税の納付が困難な家庭に対しましては、給付相談などを通じて分納により納付をしていただき、被保険者間の負担の公平を図る観点から、短期被保険者証を発行いたしております。納付相談にも応じていただかず、納期経過1年以上納付のない方は被保険者証を留め置きとさせていただきますところでございます。

現在の状況は、国民健康保険被保険者9,624世帯、1万8,367人のうち、資格証明書発行は9世帯、13人、短期被保険者証発行は1,123世帯、2,230人で、15歳未満は186人、未発行は630世帯、879人で、15歳未満は99人でございます。

次に、4点目の清掃公社の課税問題についてお答えをいたしたいと思います。

桜井市清掃公社は、昭和46年に設立され、以来、市のほうからし尿のくみ取り及び浄化槽の清掃等について業務を委託してまいりましたことはご承知の通りでございます。ただいまご質問いただきました平成19年に大阪国税局により清掃公社が立入検査を受け、国税、地方税等合わせて約5,780万円を徴収された件につきましては、公社設立以来平成13年度までは赤字が続き、平成14年度から黒字に転じ、市からの委託料から必要な経費を差し引いた後、余剰金が発生したため、これを退職給与引当金として積み立てていた金額について課税されたものでございます。

私といたしましては、今後このようなことのないよう実施弁償方法など十分精査するよう指示したところでございます。さらに清掃公社に対しましても、市民に理解を得られるよう事の経緯がこれでいいのかどうか検討するよう指示をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○5番（吉田忠雄君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、1点目の肺炎球菌、Hibワクチンの国による早期定期接種化ですが、これについては11月30日には新日本婦人の会桜井支部が市長と議長に要望書を出されておりますし、また、本議会では公明党も意見書を提出されております。このHibワクチンについては、先ほど市長もお答えいただきましたけれども、アメリカでは既に20年以上前に認可されております。Hib感染症は100分の1に、その結果減少したというふうに言われております。効果も安全性も国際的には確立している治療法でありながら、先ほども言いましたように、国による公的支援が十分でないために、全国的な導入や普及がおくれ

ております。日本ではこの問題では全くの後進国であります。守られる命が守られていないのは、これは全く政治の責任であります。市としても国に対して強く働きかけていただくよう、再度、これは市長に要望しておきます。

そして、2点目の新型インフルエンザ対策についてであります。私事で大変恐縮なんですけれども、風邪を引きまして医療機関へ治療に行ったんですけれども、患者さんが次から次へと診察に来られるわけで、そこで先生にインフルエンザの治療で来られるんですかと聞いたら、そうですと。ほとんど新型です、皆さん、免疫を持っておりませんのでと、こういうふうな返事でした。

今回のようなだれもが免疫を持っていない新型インフルエンザの場合、本来は国民全員に予防接種するのが最善の方法ですけれども、しかし、供給量も限られておりますし、接種費用も2回受けると約6,000円ちょっとかかります。経済的負担も大変です。そして、桜井市では、従来の季節型インフルエンザについては、生活保護世帯と市民税非課税世帯以外の65歳の高齢者を対象にして、1,500円の自己負担で高齢者インフルエンザ予防接種を実施しております。そこでぜひとも今度の新型インフルエンザについても1,500円の自己負担で予防接種ができるようにしていただきたい。市が実施している季節型インフルエンザの予防接種の単価は4,998円です。ところが、市の補助のない65歳以下の方が医療機関で予防接種を受けた場合、医療機関によって、これは単価異なりますけれども、3,000円で受けられるところもありますし、また、3,150円で受けられるところもあります。先日も私の事務所に、今年65歳になったと言われる方から電話がありました。話をお聞きすると、今年からインフルエンザの予防接種の案内が送られてきた。接種費用4,998円のうち本人の負担が1,500円となっているけれども、市の単価は高過ぎるのと違うか、こういうことでした。確かに私も市の単価は高過ぎると思います。接種単価を引き下げることによって、その分、新型インフルエンザのほうに財源というか原資を回せるのではないかと、ぜひ65歳以上の高齢者についても補助を実施していただきたい。

いま全国的にも国の制度以外にも接種対象を広げている自治体が増えております。たとえば斑鳩町では感染拡大と重症化の防止、接種者の経済的な負担を軽減するという事で、若年層や妊婦を中心にして接種費用の無料化を実施しております。年明けからは予防接種の対象が65歳以上の高齢者にも移っていきます。現時点では高齢者の発症者数は少ないと、こういうふうに言われておりますけれども、患者数がどんどんこれから増加した場合、重症化する高齢者が多数発生する可能性があります。再度この問題について、市長の考えをお聞きいたします。

そして、三つ目の国保税滞納による無保険についてであります。保険証の発行状況についていま市長から説明があったわけなんですけれども、私もこの数字を見て大変驚いているわけなんですけれども、短期証の発行と無保険の世帯数と人数、これは昨年11月の時点から比べたら倍になっているわけなんですけれども、これについてはまた機会がありましたらお伺

いしたいと思えますけれども、私は特に、今日は15歳以下の子ども無保険について絞ってお尋ねをします。

実は、これも11月のはじめごろでしたけれども、30歳代と40歳代のご夫婦が私の事務所を尋ねてこられました。お話を聞いてみると、大阪に勤めていた夫のほうが一リストラをされて、失業保険で暮らしているということでした。それも12月2日で保険が切れるという。それで、保険証のほうはどうですか、どうなっていますかとお聞きしたわけですが、そうしたら、国保税を長期に滞納しているということで、資格証明書を発行されていました。聞いてみますと、小学校3年生と小学校4年生の子どもさんがいるという。資格証明書を発行されている子どもさんがいるということに、これもまたショックを受けたわけですが、すぐに担当課の窓口で子どもさんだけ半年の短期証を発行してもらいました。これはすぐしてくれました。親御さんは、新型インフルエンザが学校でもはやっているの、子どもだけでも保険証を発行してもらってよかったですとほっとしておられました。

市長の先ほどの答弁では、現時点では資格証明書発行世帯に15歳以下の子どもはいないということでしたけれども、法律では資格証明書発行世帯の15歳以下については、これは無条件で保険証を発行するというようになっておりますので、これからも法をきちんと守っていただきたい、遵守していただきたいというふうに思います。

そして、保険証未発行世帯、いわゆる保険証の窓口への留め置き世帯です。この世帯の中には99名の子どもの無保険があります。市のほうは、市へ来てもらえば短期証をすぐ発行するということですが、市役所へ行くと納付相談をされるので、つまり、財布にお金がなければ保険証をもらうことができません。私の事務所へ来られたご夫婦もその1例であります。特に今回の新型インフルエンザが小中学校にも広がって、新型インフルエンザに戻りますけれども、休校や学級閉鎖が相次ぐ中、15歳以下の子どもの無保険をなくすことは緊急の課題というふうに言えると思います。隣の橿原市では、新型インフルエンザの対策ということで、国保の資格証明書や窓口の留め置き世帯に短期保険証を全員届けたということを知っております。桜井市でも申請主義からさらに一歩踏み込んでいただいて、ぜひそうしていただきたい。

そして、4点目の桜井市清掃公社の国税局による課税の問題です。市長として、これは市民に対して説明責任を必ず果たしていただきたい。そうしないと、市民の側からすれば、市税などで集めた市の金が税金ということで流失しておりますので、これは清掃公社だけの問題ではなく、桜井市の問題として市長の責任問題として今後発展していくのではないかなというふうに私は考えるところです。

そして、朝日新聞にも、公社凡ミス、税務申告せずと書かれたように、非常にこれは単純なミスです。年度末に経費に見合う額に調整してこれを精算すれば済むことです。しかし、適切な会計処理をしなかったために、多額の税金がみすみす流れてしまった。公社の会計処理については、職員が行い、市内の会計事務所が経理の指導に当たっていたという

ふうに聞いております。経理の専門家がなぜこんな単純なミスに気がつかなかったのか、理解に苦しむところですが、私は、公社の経理の指導に当たってきた会計事務所に市として責任を問うべきだというふうに考えますが、責任をどこまで問えるか、これは法的な問題も絡んでくると思いますが、市として一刻も早く会計事務所に対して損害の賠償などの責任を問うべきではないのか。

以上4点ですけれども、この四つ目は市長と、環境部長にもできたらお聞きしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○市長（谷奥昭弘君） 万波議員のご質問にもお答えいたしましたように、吉田議員さんの再度の質問にお答えを申し上げたいと思います。

季節性インフルエンザワクチンの接種、65歳以上が市の実施事業であります定期の予防接種であるのに対しまして、新型インフルエンザワクチンの接種は国の実施事業で、任意の予防接種であることから、補助の対象についても状況を異にしていると考えております。したがって、いまのところ、国の指針の範囲内で実施をさせていただきたいと考えておるところでございます。

季節性インフルエンザワクチンの接種単価は、14年当時、県が示した積算式によって決めたものですが、接種単価につきましては今後、各地の状況も見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、国保税の問題でございますが、15歳以下の子どもの被保険者証発行のお尋ねでございますが、本市におきましては、国民健康保険法が本年4月に改正されるに先立ちまして、昨年12月、桜井市国民健康保険短期被保険者証取扱要綱の改正を行い、たとえば保険税の納付がない場合でも、15歳未満の子どもには短期被保険者証緊急交付申出書の提出によりまして、短期被保険者証を即座に発行いたしておるところでございます。本年度におきましては、13件の申請や発行がございました。議員さんご指摘の15歳未満の子どもに対する被保険者証の無条件発行のご要望でございますが、税負担の公平性を保ちながらも、各地の状況を十分に把握いたしまして、法的な妥当性、整合性も考えながら検討してまいりたいと考えております。

それから、清掃公社の問題でございますが、清掃公社の指導に当たっておりました会計事務所に責任を問うべきではないかのご質問にお答え申し上げます。

この問題は、平成14年から18年の間の5年間の会計処理でございます。先ほどお答え申し上げましたように、市民に理解を得られるよう清掃公社に事の経緯がこれによいかどうかの指示を新聞に載った直後に私は担当部長なりにいたしました。そして、いま現在、新しい部長が在任しておりますので、複数の専門家、弁護士に相談あるいは指示を仰いでおるところでございます。まとめ次第、報告してまいりたいと思っておりますことから、ご理解とご了承を賜りたいと思います。

以上でございます。

○環境部長（杉本雅泰君）　ただいま吉田議員のご質問にお答えいたします。先ほど市長からお答え申し上げましたように、市民に対する説明という意味で、事の経緯がこれであるのかどうかの市長からの指示を受けまして、現在、複数の専門家に相談しているところでございます。まとめ次第、市長のほうへまたご報告をまいりますので、よろしくお願いたします。